

# 山口県教育委員会は 教職員の働き方改革を 推進しています



## 学校における働き方改革とは…

### 学校における働き方改革の目的は？

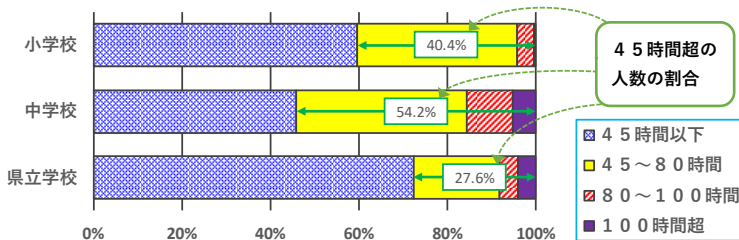
教師が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが、学校における働き方改革の目的です。

(文部科学省)

### 先生の時間外勤務の現状は？

時間外業務時間は、原則月45時間以内、年360時間以内となっていますが、多くの教員がこの上限を超えて勤務しています。

月当たりの時間外業務時間の状況【R3.4～12月 山口県】



ある中学校教員の一日（例）



### これまで山口県ではどんな取組を行ってきたの？

平成30年3月に「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」を策定し、業務の見直し・効率化、勤務体制等の改善や学校支援人材の活用などに取り組んできました。

- 各調査や会議等の精選・簡素化
- 校務支援ツール（小中）の活用、統合型校務支援システム（県立）の導入
- 部活動運営方針に沿った部活動運営
- 「学校閉庁日」「ノー残業デー」「最終退校時刻の設定」等の実施
- 学校業務支援員、部活動指導員等の配置 等

### 先生は普段忙しくても、夏休みや冬休みなどに休めるのでは？

子どもたちが休みでも、普段と同じように勤務があります。教材・教具の作成や部活動指導、各種研修など様々な業務を行っています。

### 長時間働いた分だけ、それに見合った残業手当をもらっているのでは？

教員には、その職務の特殊性から給料額の4%（月8時間相当）が一律に支給されており、長時間の時間外勤務を行っても、その時間に応じた残業手当は支給されません。



# 「働き方改革加速化プラン【改訂版】」に基づく取組を進めていきます

※R3.7改訂



【プランの目標】

## 時間外在校等時間※1の上限方針の遵守

「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0(ゼロ)%に近づける。」

※1 時間外在校等時間：勤務時間外において、学校教育に関する業務を行っている時間のことを言います。

【プランの3つの柱と13の取組】

### 柱1 業務の見直し・効率化

- ①事業・校務等の総点検と精選
- ②統合型校務支援システムの導入と運用
- ③校務におけるICTの活用促進
- ④学校・教師が担う業務の在り方の整理※2と保護者・地域への理解促進

### 柱2 勤務体制等の改善

- ⑤勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握
- ⑥意識改革を図る研修の充実
- ⑦部活動の適正化
- ⑧留守番電話の活用
- ⑨メリハリのある働き方のルール化

### 柱3 学校支援人材の活用

- ⑩コミュニティ・スクールの仕組みの活用
- ⑪教員業務支援員の配置
- ⑫部活動指導員の配置
- ⑬ICT支援員の配置



「ICTの活用」と「コミュニティ・スクールの仕組みの活用」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進します。

※2 学校・教師が担う業務の在り方の整理：中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（H31.1.25）」において、次のように整理して示されています。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ①調査・統計等への回答
- ②児童生徒の休み時間における対応
- ③校内清掃
- ④部活動

基本的には学校以外が担うべき業務

- ⑤登下校に関する対応
- ⑥放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ⑦学校徴収金の徴収・管理
- ⑧地域ボランティアとの連絡調整

## 保護者・地域の皆様へ



### 時間外の対応について

長期休業中における「学校閉庁日」の設定や、各学校において「最終退校時刻」や「ノー残業デー」の設定を行っています。なお、時間外については、留守番電話による対応となる場合があります。各学校の対応について、ご確認のうえ、学校への連絡は勤務時間内を基本にお願いします。

### 文書・調査等のデジタル化について

学校から家庭に配布する文書や調査・アンケート等のデジタル化を推進しています。各学校からの案内に従い、適宜、ご対応をお願いします。

### 学校への支援・協力について

県では、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを支援する「地域連携教育」の取組を推進しています。引き続き、学校教育活動への積極的なご支援、各種ボランティアや登下校の見守り等へのご協力をお願いします。